

日向東臼杵広域連合火葬場条例

(平成 26 年 2 月 26 日条例第 28 号)

日向東臼杵南部広域連合火葬場条例（平成 13 年日向東臼杵南部広域連合条例第 15 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、火葬場の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本広域連合に、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 10 条第 1 項に規定する火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 火葬場（以下「斎場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
日向地区斎場東郷霊苑	日向市東郷町山陰丙 619 番地

(管理)

第 4 条 斎場は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(使用許可)

第 5 条 斎場を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、広域連合長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 6 条 使用者は、使用許可を受ける際、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。

(使用料の減免)

第 7 条 広域連合長は、必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。

(使用者の義務)

第 8 条 使用者は、斎場の使用にあたっては、広域連合長又はその指定する者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 9 条 使用者は、斎場の施設、器具等をき損し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけての斎場の使用の許可に係る

使用料については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

斎 場 使 用 料

区 分		13 歳以上	13 歳未満	死胎児	改葬遺体	汚 物 人体の一部 そ の 他
		1 体	1 体	1 体	1 棺	1 件
火 葬 等	管内1	23,000 円	16,000 円	9,000 円	14,000 円	7,000 円
	管内2	35,000 円	24,000 円	14,000 円	21,000 円	11,000 円
	管 外	69,000 円	48,000 円	27,000 円	42,000 円	21,000 円
安置室使用		1 夜につき 5,400 円				
待合室使用		通夜を行う場合 1 回につき 7,560 円				
		葬儀を行う場合 1 回につき 5,400 円				
		通夜及び葬儀を行う場合 1 回につき 10,800 円				

備考

- (1) この表において「管内1」とは、死亡者が日向市、門川町、美郷町、諸塚村又は椎葉村の住民であった場合をいう。ただし、椎葉村については、尾向区、大河内区、不土野区、尾八重区、鹿野遊区及び仲塔区（以下「尾向区等」という。）を除く。
- (2) この表において「管内2」とは、死亡者が椎葉村の尾向区等の住民であった場合をいう。
- (3) この表において「管外」とは、死亡者が「管内1」及び「管内2」以外の住民であった場合をいう。

日向東臼杵広域連合火葬場条例施行規則

(平成 13 年 4 月 1 日規則第 11 号)

(平成 24 年 1 月 19 日規則第 1 号)

(最近改正 平成 26 年 3 月 19 日規則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日向東臼杵広域連合火葬場条例（平成 26 年日向東臼杵南部広域連合条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請等)

第 2 条 条例第 5 条に規定する日向地区斎場東郷霊苑（以下「斎場」という。）の使用許可を受けようとする者は、日向地区斎場東郷霊苑使用許可申請書（様式第 1 号）に使用料を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請について許可したときは、日向地区斎場東郷霊苑使用許可証（様式第 2 号。以下「斎場使用許可証」という。）を交付するものとする。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、待合室の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団関係者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）の集会その他の暴力団等の活動に当たると認められるときは、これを許可しないものとし、又は既に許可を行ったものについてはその許可を取り消すものとする。

(3) 施設又は設備を滅失し、又はき損するおそれがあると認めるとき。

(4) その他管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。

(使用料の減免)

第 3 条 条例第 7 条に規定する使用料の減免は、広域連合長が特に必要と認める者について行う。

(使用受付時間)

第 4 条 斎場の使用の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、斎場における電話による受付時間は、午後 8 時までとする。

(作業日程)

第 5 条 火葬等の作業の日程は、次の表のとおりとする。ただし、広域連合長が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

遺 体 等 搬 入 時 間	作業内容	
	当 日	翌 日
午前 9 時 30 分から午後 4 時まで	火葬、収骨	
午後 4 時から午後 6 時 30 分まで	遺 体 安 置	火葬、収骨

(遺体等の搬入)

第 6 条 第 2 条の規定により斎場使用許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、

広域連合長の指定する日時に遺体、汚物等を搬入しなければならない。

(斎場使用許可証等の提出等)

第7条 使用者は、斎場を使用する際には、斎場の管理人（以下「管理人」という。）に斎場使用許可証（使用料領収の欄を除く。）及び火葬許可証の写し又は改葬許可証の写しを提出し、管理人の指示に従わなければならない。

(使用順序)

第8条 斎場の使用順序は、斎場への着順による。ただし、広域連合長が伝染病予防上その他特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(開炉の立会い等)

第9条 使用者は、広域連合長の指定する日時に火葬炉の開放（以下「開炉」という。）に立ち会い、焼骨を引き取らなければならない。

2 広域連合長は、使用者又はその関係者の立会いがなければ開炉することができない。ただし、使用者が広域連合長の指定した日時に開炉に立ち会わないときは、この限りでない。

3 広域連合長は、使用者が指定日時に焼骨の引き取りをしないときは、収骨し、保管するものとする。

4 広域連合長は、火葬後30日を経過しても焼骨の引き取りがないときは、これを処理することができる。

5 使用者は、前2項の処理に対して、異議を申し立てることができない。

(火葬簿等)

第10条 管理人は、斎場に次に掲げる台帳等を備え、必要事項を遅滞なく記入しなければならない。

(1) 火葬簿（様式第3号又は様式第3号の2）

(2) 燃料受払簿（様式第4号）

(3) 業務日誌

(休業日)

第11条 斎場は、1月1日及び広域連合長が指定する日を休業日とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、斎場の管理及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

日向地区斎場東郷霊苑使用許可申請書

日・門・美・諸・椎 第 号

日向東臼杵広域連合長 様

年 月 日

日向地区斎場東郷霊苑の使用許可について、次のとおり申請します。

使 用 の 区 分		☐ 死体（13 歳以上）火葬 ☐ 死体（13 歳未満）火葬 ☐ 死胎火葬 ☐ 改葬 ☐ 汚物等の焼却 ☐ 安置室使用 ☐ 待合室使用（通夜） ☐ 待合室使用（葬儀）		
遺 体	死亡当時の住所	番地 番 号		
	氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出 生 年 月 日	年 月 日		
申 請 者	住 所	番地 番 号		
	氏 名			

使 用 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

使 用 料	円
-------	---

受 付	交 付

日向地区斎場東郷霊苑使用許可証

日・門・美・諸・椎 第 号

年 月 日

日向東臼杵広域連合長

印

日向地区斎場東郷霊苑の使用について、次のとおり許可します。

使用の区分		☐ 死体（13歳以上）火葬 ☐ 死体（13歳未満）火葬 ☐ 死胎火葬 ☐ 改葬 ☐ 汚物等の焼却 ☐ 安置室使用 ☐ 待合室使用（通夜） ☐ 待合室使用（葬儀）		
遺 体	死亡当時の住所	番地 番 号		
	氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不詳
	出生年月日	年 月 日		
申 請 者	住 所	番地 番 号		
	氏 名			

使用年月日	年 月 日
-------	-------

.....きりとりせん.....

領 収 金 額	円	年 月 日
---------	---	-------

日向地区斎場東郷霊苑使用料として、確かに領収いたしました。

日向東臼杵広域連合長

印

注意事項 使用の際には、管理人に本証（使用料領収の欄を除く。）及び火葬許可証の写し又は改葬許可証の写しを提出し、管理人の指示に従ってください。

様式第3号（第10条関係）

火 葬 簿

（ 年 月分）

番 号	火葬年月日 (火葬時間)	死 亡 者						使 用 者	
		本籍	住所	氏名	性別	死亡年月日	死因	住所	氏名
	(:)								
	(:)								
(:)									

※ 番号は、年間を通じ記入すること。

様式第3号の2（第10条関係）

火 葬 簿

(死胎児) (年 月分)

番 号	火葬年月日 (火葬時間)	父 母			死 胎 児			使 用 者	
		本籍	住所	氏名	性別	分娩年月日	死因	住所	氏名
	(:)								
	(:)								
(:)									

※ 番号は、年間を通じ記入すること。

様式第4号（第10条関係）

燃 料 受 払 簿

年 月 日	品 名	受 高 (単位・リットル)	払 出 高 (単位・リットル)	残 高 (単位・リットル)	備 考
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					